

令和2年度  
第4回南部町介護保険運営協議会

会 議 録

南部町介護保険運営協議会

## 会 議 録 ( 要 旨 )

会 議 名	令和2年度第4回南部町介護保険運営協議会					
開催日時	令和3年1月21日(木) 開会：午後5時55分 閉会：午後7時10分					
開催場所	南部町健康センター 2階 集団指導室					
出欠状況		役職名	氏 名	所 属	出欠	
	1	会長	西村 博史	有限会社 サンライズ	出	
	2	副会長	山田 賢司	南部町議会教育民生常任委員会		欠
	3	委員	新井山 美智子	南部町民生委員児童委員協議会	出	
	4	委員	立花 才	南部町社会福祉協議会	出	
	5	委員	本多 悟	介護老人保健施設 孔明荘	出	
	6	委員	小泉 哲	介護老人福祉施設 ハピネスながわ	出	
	7	委員	角沢 歩	グループホーム赤ずきん		欠
	8	委員	丸山 康子	株式会社 絵夢プランニング		欠
	9	委員	島脇 和子	ふくち在宅介護支援センター	出	
	10	委員	工藤 愛	三老デイサービスセンター八幡のゆ	出	
	11	委員	夏堀 健一	被保険者代表(第2号)		欠
	12	委員	根市 裕明	被保険者代表(第1号)	出	
	13	委員	東山 恵子	利用者家族代表	出	
	14	委員	大久保 文雄	国民健康保険 南部町医療センター		欠
	15	委員	中村 純子	中村歯科医院	出	
事務局 健康福祉課職員(13人)						
協議事項	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 (1) 第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(計画素案)について (2) 第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中の介護サービス量等の見込みと保険料について(2回目) (3) 地域密着型サービス事業所の新規指定について 4. その他 5. 閉会					
会議資料	別紙のとおり					
担 当	南部町健康福祉課 介護保険班					

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

本協議会の会長を務めております西村でございます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関することですが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県など11都府県に2回目となる「緊急事態宣言」が発令されており、国では、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間の短縮、テレワークの推進などの要請が行われています。

県内では昨日現在、感染者は660人、死亡者9人、退院者570人、現在の感染者は81人で、依然として新規感染者の発生が続いております。

本日出席の皆様も、介護施設・医療機関等で働いている方が多数いらっしゃいます。終息見通しが難しい状況ではありますが、この新型コロナウイルス感染症の早期封じ込めに向けて、引き続き感染予防に努めていただきたいと思います。

本日の案件は、「第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に関する議事2件と「地域密着型サービス事業所の新規指定」に関する議事1件であります。

これまでと同じく、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策として短時間で進めるため、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 3. 議事

※新型コロナウイルス感染防止対策として短時間で進めるため、議事1・議事2は事務局から一括での説明

### (1) 第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画素案）について

資料1に基づき、第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画素案）について、事務局より説明。

※事業【54】外国人材の受入環境整備事業について、国の方針、青森県の介護福祉士等修学資金制度の概要説明あり。

委員 事業【114】高齢者歯科口腔保健事業について、口の中を清潔に保つ「口腔ケア」は、高齢者の健康について重要視されており、「歯周病は認知症を悪化させる」とも言われている。口腔ケアが認知機能の維持に及ぼす効果などをPRし、歯科口腔事業の受診者数を増やすよう取り組んでいただきたい。

### (2) 第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中の介護サービス量等の見込みと保険料について（2回目）

資料2に基づき、第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中の介護サービス量等の見込みと保険料について（2回目）、事務局より説明。

※事務局より、広く町民の意見を聴取するため、令和3年1月25日(月)～2月12日(金)にパブリックコメント(意見の募集)を実施する旨の説明あり。

### (3) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

資料3に基づき、地域密着型サービス事業所の新規指定について、事務局より説明。

令和2年12月15日付けで指定地域密着型サービス事業所の指定申請があり、介護保険法第78条の2第7項において、「市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされておりますので、本協議会へ諮問するものです。

#### ○申請者

申請法人等名称	一般社団法人 南優会
住所	南部町大字鳥舌内字水上19番地
代表者氏名	代表理事 松本 啓吾

#### ○指定を受けようとする事業所の種類

サービスの種別	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
事業所名	小規模多機能ホーム 蒼
事業所所在地	南部町大字下名久井字如来堂5番地1
床面積	566.00㎡
定員	登録29人 通い18人 宿泊8人
事業開設(予定)年月日	令和3年2月16日

#### ○書類審査・現地確認

書類審査 現地確認	ア 指定申請に係る必要書類の提出と内容確認を完了し、基本方針、人員基準、運営基準に適合していることを確認した。 イ 設備基準についても令和3年1月13日及び1月19日に現地確認を行い、基準に適合していることを確認した。
--------------	--

令和2年12月15日付けで一般社団法人 南優会から指定地域密着型サービス事業所の指定申請のあったことについて、南部町介護保険運営協議会で審議した結果、新規事業所として認める。

#### 4. その他

第5回南部町介護保険運営協議会の開催予定

日時	令和3年2月18日(木)	午後6時
場所	南部町健康センター	2階 集団指導室

#### 5. 閉会